

障発0313第5号
令和2年3月13日
【一部改正】令和2年5月13日障発0513第3号

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業の実施について

令和2年2月27日に小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請がなされたことに伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない児童がいる世帯における放課後等デイサービスの利用の増に対する財政支援を目的とし、今般、別紙のとおり「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業」を新たに定め、令和2年3月2日から実施することとしました。

貴職においては、御了知の上、管内市区町村等（政令指定都市、中核市を含む。）に対し、本事業について周知及び事業の促進を図っていただく等、特段の配慮をお願いします。

(別紙)

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業実施要綱

1 事業の目的

令和2年2月27日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請を始めとした新型コロナウイルスの感染拡大防止のための小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への臨時休業（以下「臨時休業」という。）の要請に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない児童がいる世帯において放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、障害福祉サービス等報酬（以下「報酬」という。）の増加による利用者負担の増加について市町村が行う補助に都道府県が補助を行う事業等に対して国庫補助を行う。

2 実施主体

この事業の実施主体は以下のとおりとする。

4（1）、（2）、（3）及び（4） 都道府県

4（5）及び（6） 都道府県又は市町村

3 事業の対象

「4 事業の内容」において実施した事業。ただし、報酬の対象となる障害福祉サービス等は令和2年4月1日から提供されたものに限る。

4 事業の内容

（1）本来は放課後等デイサービス事業所（以下「サービス提供事業所」という。）に児童を通所させてサービスを行うところ、特別支援学校等が臨時休業する中で、新型コロナウイルスの感染防止対策等のため、サービス提供事業所が電話等による代替的な方法で提供するサービスを利用したと都道府県が認めたものについて、都道府県が実施した次の事業。

- ・ サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、当該利用料の全額を市町村が負担することとした場合に、当該負担額の4分の3を都道府県が補助する事業

（2）臨時休業開始前から障害児通所支援給付費の支給決定（以下「支給決定」という。）を受けていた児童であって、臨時休業に伴い令和2年3月当初の利用予定日数より多くのサービスを利用したと都道府県が認めたもの及び臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童であって、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用したと都道府県が認めたものについて、利用の増に伴い増加した報酬の差額

(以下「サービス増加分報酬差額」という。)について都道府県が実施した次の事業。

新型コロナウイルス感染防止対策の推進の一環として、支給量の増減に係る手続きを自治体裁量により省略できるとされており、本項はこの特例を用いて支給決定日数より多くのサービスを利用した場合を想定しているが、手続きを省略することなく支給日数を増やした場合や、従前から支給決定より少ない日数のみ利用していた児童が支給決定日数の範囲内でサービス利用を増やした場合についても、同様に従前との差額について補助対象として差支えない。

なお、臨時休業に伴う発生したサービスの増を補助対象としていることから、対象となる利用日は平日であることを想定しているが、サービス利用の態様は多様であることから、都道府県が臨時休業に伴うものと認める場合には、休日の利用分を対象とすることも差支えない。

- ・ サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうちサービス増加分報酬差額に係る額を市町村が負担することとした場合に、当該負担額の4分の3を都道府県が補助する事業

(3) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童及び臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した報酬の差額(以下「休業日切替分報酬差額」という。)について都道府県が実施した次の事業

- ・ サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうち休業日切替分報酬差額に係る額を市町村が負担することとした場合に、当該負担額の4分の3を都道府県が補助する事業

(4) 臨時休業に伴って営業時間前の支援時間が増加した児童について、当該営業時間前の支援により算定した児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号。以下「報酬告示」という。)別表第3の10に定める延長支援加算(以下「延長支援加算」という。)の算定単位数が臨時休業開始前より増加したと都道府県が認めたものについて都道府県が実施した次の事業

- ・ サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうち延長支援加算に係る額を管内市町村が負担することとした場合に、その4分の3を都道府県が補助する事業

(5) 臨時休業となった場合であって、サービス提供事業所の休業等に伴い保護者と障害児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、休業中のサービス提供事業所の職員等当該障害児の預かりが可能と事業実施者が判断した者が、居宅を訪問して保護者のレスパイト等を提供する事業に対して都道府県又は市町村が補助を行う事業。

(6) 新型コロナウイルス感染防止対策等に伴い、人工呼吸器を装着している児童その他の

日常生活を営むために医療を要する状態にある児童等の特に感染症に罹患するおそれが高い児童（以下「医療的ケア児等」という。）が、放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所（以下「通所支援事業所」という。）への通所に困難が生じているときに、通所支援事業所が福祉タクシーを利用して送迎する場合の費用を都道府県又は市町村が補助する事業。

事業の実施方法としては、例えば以下のような方法が考えられるが、実施主体の判断でこれ以外の方法により実施することも差し支えない。

- ① 実施主体において、福祉タクシー券を用意し、医療的ケア児等の人数や延べ利用日数等を勘案して通所支援事業所に福祉タクシー券を配布する。
- ② 通所支援事業所は、あらかじめ医療的ケア児等の保護者（以下「保護者」という。）に福祉タクシー券を渡しておく。
- ③ 保護者は、居宅から事業所の最寄り駅（通常の送迎の際の集合場所）まで、福祉タクシーを利用し、福祉タクシー券を使用して精算する。
- ④ 保護者は、福祉タクシー券の半券を通所支援事業所の職員に渡し、通所支援事業所は、利用実績を実施主体に報告する。

福祉タクシー券の利用対象となる送迎は、通所支援事業所と居宅までの送迎や居宅から事業所の最寄り駅（通常の送迎の際の集合場所）等までとするなど、送迎加算（報酬告示別表第1の11に定める送迎加算をいう。）の取扱いと同様とする。

5 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、上記4に定める事業を実施する都道府県又は市町村が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない

6 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

7 実施に当たっての留意事項

- (1) 本実施要綱において都道府県が認めるとされているものについて、都道府県が認める場合は、管内の各市町村が個別に認めるものとしても差支えない。
- (2) 補助対象経費の算定に当たり、明確な経費の算定や切り分けが困難な場合は、都道府県が認める適切な方法で算定を行うこととして差支えない。
- (3) 4の(1)、(2)、(3)及び(4)について、都道府県又は市町村による補助に当たってはサービス提供事業者による代理受領を原則とするが、やむを得ない場合は、支給決定保護者に対する償還払いでも差支えない。